

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る  
環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、島根県浜田市及び益田市において出力で最大 56,000kW、基数にして最大 14 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して浜田市長からは、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、今後も引き続き丁寧な対話を重ね住民不安の払拭に努めることを求める旨の意見が提出されている。また、益田市長からも、地域住民に対し情報を提供したうえで、合意が得られることが極めて重要であり、地域住民等との連携を深め、その際聴取した意見や要望に対しては誠実な対応を行うとともに、地域振興に係る取り組みに寄与するよう努めることを求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

- (1) 本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、これまでに水質が最も良好な河川に何度も選定されたことのある一級河川高津川の支流匹見川の源流部であり、周辺の河川では上水道、簡易水道、農業用水等の利水やアユ漁などの内水面漁業が行われている。さらに、対象事業実施区域は希少な野生生物の生育にとって重要な森林である保護林に近接しているうえ、特別天然記念物のオオサンショウウオや絶滅危惧種であるクマタカが生息・繁殖するなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、事業の実施による重大な環境影響が生じるおそれがある。

加えて、対象事業実施区域の広範囲が森林法に基づく保安林となっており、水源かん養機能や土砂流出防備機能等の機能が損なわれることがあってはならない。

このため、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するなど、事業実施区域及びその周辺への影響が最小限となるような計画とすること。

- (2) 事業実施区域及びその周辺に位置する既設の風力発電所の設置工事時には、取り付け道路の崩落による土砂が河川へ流出した経緯があった。事業者は、こうした先行事例から得られる知見も念頭に置きながら、適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境への影響を回避又は十分な軽減ができない場合には、対象事業実施区域の変更を行うなど当該計画の見直しを行うこと。

(3) 事業計画を変更した際は再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

(4) 対象事業実施区域の周辺には既設の風力発電設備が 29 基稼働しており、現在環境影響評価の手続きが行われている他事業風力発電設備も最大で 25 基ある。

これらの風力発電設備に関する最新の情報ならびに先行事例の情報を海外も含めて収集し、得られた知見を活用して、本事業との累積的な環境影響について適切な評価を行い、その内容を評価書に記載すること。

(5) 広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、準備書等の環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報提供に努めること。

(6) 事業者は、地域住民等の懸念事項を十分に把握した上で積極的に情報提供し、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明を行い、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉塵等は、周辺における他事業者との調整を行い、環境基準値等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

### (2) 騒音及び低周波音

工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音、振動並びに風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響について、他事業風力発電設備との累積的影響を含む最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見をもとに、住民への健康被害が生じないよう適切な対策を講ずること。

また、本事業の工事及び供用により地域住民等の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、適切な環境保全措置を講ずること。

### (3) 水環境

ア 本事業における河川等への濁水到達の予測式及び予測条件の根拠等を明確にし、適切に修正したうえで、当該予測式が当該計画地に適用可能かどうか降水量、地質、地形（傾斜含む）等の点から検討を行うこと。その予測式が適用できない場合は、再度予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

また、準備書において示された河川等への濁水到達予測手法の本事業への適用が適切かどうかについて疑問が残るため、沈砂池の設置等については予防的観点から十分安全側での計画・設計とすること。

イ 沈砂池に滞留した土砂が下流へ影響を及ぼさないよう、浚渫等の管理計画を検討し、評価書に記載すること。また、環境保全措置として準備書に記載した沈砂池排水口付近の土壌洗堀等の状況確認をする際の降水量等を、根拠の整理をしたうえで予め具体的に想定しておき、状況に応じて事後調査も含め適切に対応すること。

ウ 地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

### (4) 地形及び地質

ア 近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、事業実施による土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、必要な対策と土砂災害が生じた場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい土壌が分布する地域となっていることから、事前に調査を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が最小限となるよう措置を講ずること。また、重金属類等（ヒ素等）が検出された場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

### (5) 動物

ア 対象事業実施区域周辺には、一級河川高津川水系佛谷川や二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、特別天然記念物オオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、これらの河川には第五種共同漁業権が設定されており、アユ等の水産上重要な種も生息・生育している。

このため、事業の実施にあたっては濁水をこれらの水系へ流入させないように、また、水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。

イ 対象事業実施に係る工事等に際し、改変箇所に絶滅危惧種のカワシンジュガイなど重要な種が確認された場合は、環境影響の回避又は低減を前提とした事業計画を検討し、事後調査を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の渡りの経路になっていることに加え、クマタカの営巣等も確認されており、風力発電設備への衝突や繁殖の阻害などの重大な影響が懸念されることから、これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、工事時期及び工事内容について専門家等の助言を踏まえて環境保全措置を適切に実施すること。

施設稼働後に実施するバットストライク・バードストライク及び鳥類の営巣状況に関する事後調査については、専門家等の助言を踏まえ実施し、重大な影響が認められる場合は、効果的な環境保全措置を適切に実施すること。

エ 鳥類等に対する累積的影響の評価については、既設風力発電設備や現在計画中の他事業風力発電設備のみならず、将来的な当該地の情勢変化も注視し、継続的な事後調査計画を評価書に記載すること。また必要に応じて環境保全措置を検討し、実施すること。

#### (6) 植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺に存在するミズナラなどの落葉広葉樹林は、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。本事業の実施に伴う機材搬入路及びアクセス道路の整備による影響が想定されるため、伐採面積を最小限とするなど、環境への影響について可能な限り低減すること。

イ 対象事業実施区域は希少な野生生物の生育にとって重要な森林である十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林及び十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林に近接している。本事業において当該保護林への直接的な改変は行わない計画だが、近接地伐開の影響に伴う風況や湿度の変化等間接的な影響が懸念されることから、保護林の保全に係る適切な対策を講ずるとともに、シダ類などの着生生物を含めた事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

なお、準備書作成後に実施した保護林植生等に係る追加調査の結果についても評価書に反映させること。

ウ 対象事業実施区域には湿原の植生ヌマガヤオーダーが存在しており、直接改変が行われなくても周囲の変化で乾燥化等が起きる可能性があるため、適切な対策を講ずるとともに、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

(7) 生態系

ア 尾根改変による長期的な影響として、土壌流出や土地の乾燥化が危惧されるため、そこに生息する動植物及び生態系に重大な影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

イ 工事の実施及び施設稼働の影響によってクマ、シカ及びイノシシなどの生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性がある。このため、これらの種に対する影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(8) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在しており、大型風力発電機による眺望景観等への影響を懸念する地域住民等からの意見も多い。このため、準備書で述べられている配置・色彩、修景などの環境保全措置の実施にあたっては、景観の捉え方が一律ではないことも踏まえ、地域住民等への丁寧な説明を行うなど誠実に対応すること。

また、景観法第5条及びふるさと島根の景観づくり条例第6条に規定する事業者の責務に留意し、良好な景観の形成に努めること。

(9) 廃棄物等

本事業の実施に伴って発生する廃棄物を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については準備書に記載した計画に従い、再利用に努めること。

また、廃棄物の保管場所及び残土の仮置場について、降雨等により濁水が流出しないよう適切に管理すること。